

市電・市バスの事故・トラブル情報の公表について

(令和元年7月分)

○市電（輸送の安全に係るもので、車両遅延が30分未満であった運転事故）

・人身傷害事故（1件）

概要：

運転士が運転席移動の際、確認不足により仕切り棒が正常にロックされておらず、走行中振動により落下し、運転席斜め後方に立っていた女性乗客の右手甲に当たり打撲したもの（1件）

場所：武之橋電停交差点付近（1系統下り）

・軌道敷内での車両等との接触事故（3件）

概要：

相手車両の運転手が、後方から電車が接近していることに気づかず、電車の直前で右折しようとして軌道敷内に進入したため接触したもの（1件）

場所：都通り交差点内（2系統上り）

相手車両（タクシー）の運転手が後方から電車が接近していることに気づかず、右折レーンに停車していた軽乗用車の前を追い越し、第1走行車線から急にUターン右折を開始し、電車の直前で軌道敷内に進入したため接触したもの（1件）

場所：騎射場電停交差点内（1系統下り）

相手車両が接触限界内に停車していたが、接触しないと思い込み進行したところ接触したものの（1件）

場所：郡元交差点内（2系統下り）

◆自動車は右折する際、軌道敷内に進入するときに最も危険です。多くの事故は軌道敷内に急に右折車が進入し、市電は急に止まれないために接触してしまうケースがほとんどです。軌道敷内に進入する際は、必ず後方確認を十分に行ってください。

○市バス（輸送の安全に係るもので、自動車事故報告規則第3条（報告書の提出）に該当するもの）

・運転者の疾病により運転を継続することができなくなったもの（1件）

概要：

西紫原中学校下発、市役所前行きを運行中、体調不良を感じたため運行管理者に連絡後、新屋敷停留所で他の運転者と交代したもの（1件）

場所：新屋敷停留所

◆バスの発進・停止時は大変危険ですので、なるべく着席いただき、やむを得ずお立ちの時は、手すりなどにしっかりとおつかまりください。